授業料を支援します～高等学校等就学支援金

【高等学校等就学支援金とは】

都立学校（都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部）に在学する生徒を対象に、最大36か月（定時制課程及び通信制課程においては48か月）にわたり、授業料を国が支援する制度です。

支給される就学支援金は、在学する学校が、生徒本人に代わり生徒の授業料として受け取りますので、生徒本人（保護者）に対して、東京都から直接支払われるものではありません。

※高等学校等（私立高校等を含む。）を卒業又は修了した方は支給対象とはなりません。

【支給額】

支給額は授業料相当額になります。支給の可否は、親権者等の所得に応じて決定します。所得制限額を超える場合は支給されません。

なお、都内に在住し、所得制限により就学支援金の対象外となる世帯については、東京都の授業料免除制度の申請を行うことで、授業料等が免除されます。

高等学校等就学支援金の詳しいご案内

○東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課

■電話　03（5320）7862

平日　午前9時から午後6時まで（祝日・年末年始を除く）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship.html

○文部科学省のホームページに制度を紹介しているリーフレットがあります。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1350167.htm

出典：文部科学省ホームページ

○私立学校の場合は東京都私学就学支援金センターにお問い合わせください。

私立学校に通う場合にも同様の制度があります。詳しくは以下までお問い合わせいただくか東京都生活文化局のホームページをご覧ください。

■東京都私学就学支援金センター

電話　03（6743）5011

平日　午前9時15分から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

■東京都生活文化局のホームページ

http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/hogosha/0000000639.html